

熱海市 一般廃棄物処理基本計画（概略版）

1. 計画の概要

■計画の目的

平成 20 年 3 月の『一般廃棄物処理基本計画』策定以降、「循環型社会」の実現に向けて、国の計画等も改定されています。熱海市（以下「本市」とします。）でも、ごみ処理の有料化をはじめ様々な取組を実施し、ごみの減量、資源化を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、今後の基本的な方針を定めることを目的として、計画を改定します。

■計画の期間

平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を目標年度とした 15 年間を計画期間とします。おおむね 5 年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

2. ごみ処理基本計画

■現状及び課題

ごみ処理の現状及び課題は以下の通りです。

項目	現状	課題
ごみの排出量	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の減量目標は、達成しています。 排出されるごみの内、可燃ごみの占める割合が最も高く、その内約 50%[H25]は水分となっています。 生活系、事業系ともに排出量が他事例に比べ多く、本市は観光地、別荘地であることから、双方に観光等に由来するごみが混入している可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光ごみ量の把握と減量に向けた広報啓発の検討が必要です。 別荘地であることから一時的な滞在者の排出するごみについても減量に向けた広報啓発の検討が必要です。 厨芥の水切りや、草木、紙・布も含めた排出抑制、自家処理等の推進が必要です。
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の再生利用率に関する目標は、達成しています。 焼却灰や小型家電の資源化が進み、再生利用率は高くなっています。 可燃ごみのごみ質分析をみると、紙・布類が多く含まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も資源化を維持していくことが重要です。 雑がみ等の資源化推進が必要です。 委託処理先の継続的な確保とともに効率的な資源化の推進が必要です。 販売店での店頭回収等民間の資源回収について、動向把握が必要です。
収集・分別 □	<ul style="list-style-type: none"> 事業系のごみや観光ごみに資源が混入されている可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者の責任について理解を高める必要があります。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> エコ・プラント 姫の沢が供用開始後 15 年を経過し、老朽化の進行に伴い維持補修経費が上昇しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に対応するため、新規施設整備もしくは、改修等による延命化を検討する必要があります。

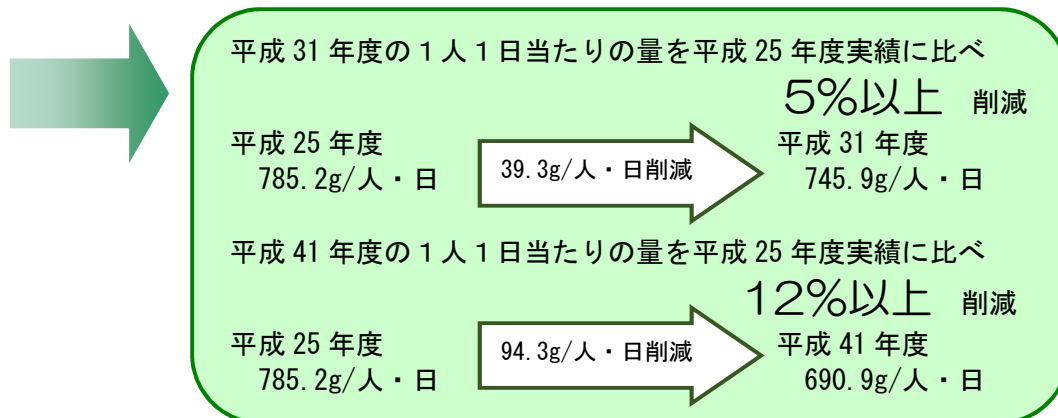
項目	現状	課題
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の最終処分量削減目標は、達成しています。 熱海市姫の沢最終処分場は、業者委託にて焼却灰を全量資源化し、延命化を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の処分場を今後も適正に利用し、長期利用を検討する必要があります。 焼却灰の資源化に係る費用は大きくなっています。委託にあたっては効率的な資源化に努める必要があります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 人口 1 人当たりのごみ処理経費は、類似都市、県内観光地と比べ高くなっています。 不法投棄対策や、排出ルールを守らないごみの排出などが見られます。 災害時の廃棄物処理について詳細が定められていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ量の削減、エコ・プラント姫の沢の改修等を検討するとともに、資源化委託先の検討など、処理経費の低減化対策の検討が必要になります。 不法投棄の監視体制強化、ルール違反のごみ排出を防止するための広報啓発強化を検討する必要があります。 「熱海市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理に関して取り決める必要があります。

■減量化等の目標

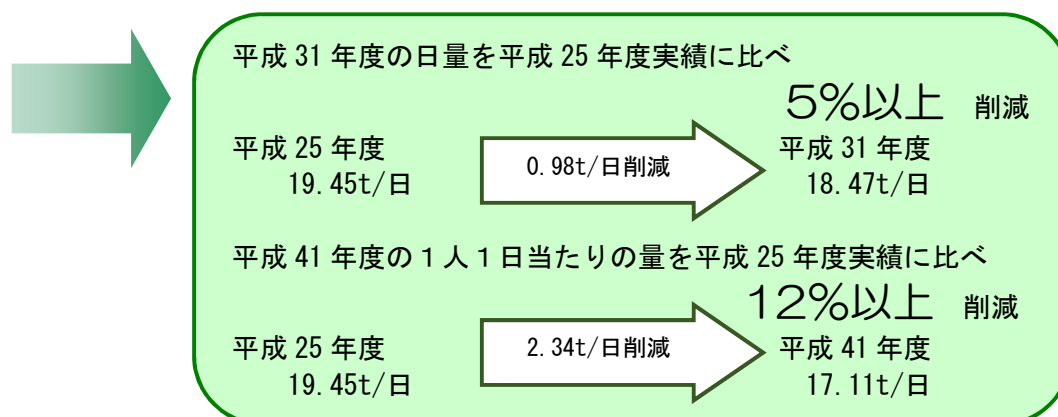
現状及び課題を踏まえ、ごみ排出量、リサイクル、最終処分の目標を以下のとおり定めます。

○ごみ排出量の目標

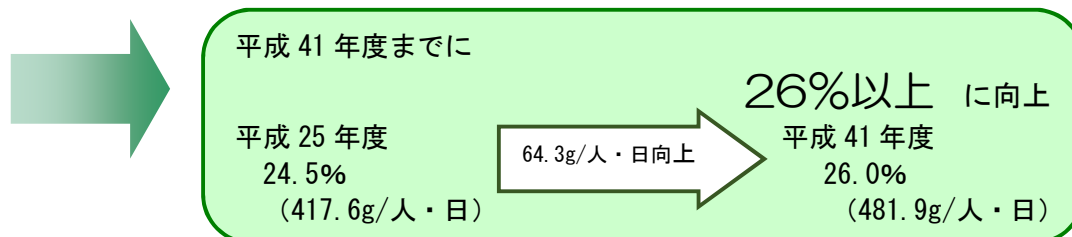
- 生活系ごみ（観光ごみ除く）排出量の目標



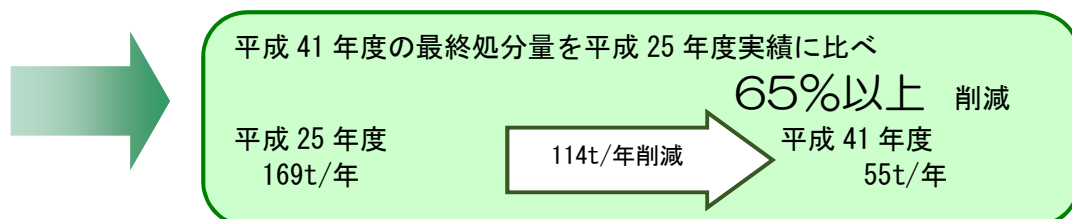
- 事業系ごみ（観光ごみ除く）排出量の目標



○リサイクルの目標



○最終処分量の目標



■実施施策

目標達成に向け以下の施策に取り組みます。

項目	施策
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市発行物での広報啓発 市の広報やホームページ等を活用し、ごみ減量、資源化に関する情報提供、啓発を実施すると共に更なる内容の充実、周知徹底を図ります。 ○市民と対面による啓発 町内会の会合や市民参加のイベント、ごみ処理施設の見学者受け入れ等を通じて市民と対面での交流の中で、情報発信、啓発に努めます。 ○環境学習の推進 ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、教育啓発活動に取り組みます。
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ○観光ごみ等の影響把握・指導 観光ごみについて業界団体を通じて状況を把握するとともに、分別資源化協力を求めます。また、別荘等一時的な滞在者に、ごみ減量等協力を求めます。 ○ごみ排出状況の現状把握推進 ごみ排出量が他の類似都市と比較して多いという現状について、市民、事業者に広く情報発信し、減量意識を高めます。 ○先進的な取組事例の紹介 家庭でできる取組例（水切り、マイバッグ持参等）や、先進的な取組を実施している事業者の事例紹介により活動の奨励につなげます。 ○自家処理・減量化の推進 補助制度や情報提供により、自家処理を推進します。 ○搬入指導 家庭、事業者の持込みごみについて、適宜搬入指導を行います。また、多量排出事業者に対しては、更なる減量協力を求め、ごみ減量を推進します。
資源化	<ul style="list-style-type: none"> ○集団回収・拠点回収の活用 集団回収や拠点回収を推進します。 ○市民による自主回収の把握 事業者と連携して、自主回収量の把握に努めます。 ○先進的資源化事例の調査 現在、資源化されていないごみについて、先進的な資源化事例に関する調査、研究を随時実施し、更なる資源化を検討します。

3. 生活排水処理基本計画

■現状及び課題

生活排水処理の現状及び課題は以下の通りです。

現 状	課 題
生活排水処理率は、下水道区域の拡大等により年々増加しています。一方で平成 25 年度では、約 33% (= (12,584 人+328 人) / 38,808 人) の家庭で、生活雑排水が未処理のまま公共水域に流されています。	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道区域内の未接続の世帯に対し、速やかな接続を推進するとともに、下水道整備事業区域外について、合併処理浄化槽の設置の推進が必要です。 • 個々の浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理を推進することが必要です。 • し尿処理施設の老朽化が進んでおり、施設整備を検討する必要があります。

■生活排水処理の目標

下水道整備区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などにより生活排水処理率の向上を目指します。

○生活排水処理率の目標



■実施施策

目標達成に向け以下の施策に取り組みます。

項 目	施 策
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットやポスターの作成と配布 水質汚濁の現状とその原因を図や表等で示し、市民の意識啓発を高めます。 ○見学会の開催 汚濁の進行している身近な水路等の見学会を開催します。 ○講演会などの開催 市民参加による講演会を開催し、汚濁の現状報告、水質浄化の方策について市民と討議し、実践を呼びかけます。 ○生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援 地域住民を主体とした生活排水対策推進の組織育成や、その活動への支援方法を検討します。
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換	<ul style="list-style-type: none"> ○合併浄化槽への転換 単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されており、水質汚濁の原因の一つとなっているため、水質汚濁防止対策として、合併処理浄化槽への転換促進に向け、指導・啓発に努めます。
合併処理浄化槽点検・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・清掃の推進 浄化槽の機能を十分に発揮させるため、市民への啓発や、保守点検業者の紹介、保守点検業者の指導に努め、定期的な清掃、保守点検、法定検査の実施を推進します。